

## 【日本学生支援機構給付奨学金】斟酌すべきやむを得ない事由がある場合の特例措置

### 傷病、災害その他やむを得ない事由があると認められる場合

「廃止」又は「警告」の区分に当てはまる場合であっても、傷病、災害その他やむを得ない事由があることが確認でき、その事情が影響したと判断できる場合は、「廃止」「警告」の区分に該当しない。

「やむを得ない事由」とは

- 本人及び家族の病気等の療養・介護や災害や事故・事件の被害者になったことによる傷病（心身問わず）、災害や感染症の感染拡大等による授業・試験への出席困難等、学業不振について学生等本人に帰責性がない（努力不足とはいえない）と認められる場合。なお、学生等本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても「やむを得ない事由」には含まれない（一部例外あり）。
- これに該当する場合であっても、当該事由により成績判定試験を受けられないなど、成績判定ができない状態にある（成績判定されても、当該非受験等により低い成績判定がされる場合を含む）ことが必要。ただし、当該事由が一時的なものであり、かつ、追試験の実施やレポートの微求などの代替措置を講じられた場合であって、代替措置が講じられた時点では既に当該事由が解消されていたときには、対象とはならない。
- 学修意欲に関する基準については各大学等で定める学修意欲に関する基準を満たさないことが当該事由によるものであると大学等により認められることが必要である。

### 【注意事項】

- 1) 申告書の内容および証明書類をもとに認定可否を判断します。必ず認められるとは限りません。
- 2) 「斟酌すべきやむを得ない事由」が認められた場合でも、正規の修業年限を超えて支援を受けることはできません（給付終期＝卒業予定月とは限りません）。

### 【提出書類】

- ① 「斟酌すべきやむを得ない事由」に係る申告書
- ② 罹災証明・診断書等の証明書類

※追加で提出が必要な書類がある場合は後日連絡します。

### 【提出期限】

**2026年3月13日（金）**

※成績が確定するまで提出すべきか判断がつかない場合は、事前に準備をしておくことを推奨します。

### 【提出先】

井の頭・八王子キャンパス生：学生支援課

三鷹キャンパス 保健学部生：三鷹事務室

三鷹キャンパス 医学部生：医学部事務課学生係

### 【郵送の場合】

上記提出期限必着。普通郵便不可。配達記録、レターパック等記録が残る方法で郵送してください。

井の頭キャンパス：〒181-8612 東京都三鷹市下連雀 5-4-1

三鷹キャンパス：〒181-8611 東京都三鷹市新川 6-20-2